

役員（理事長） 退職慰労金規程

社会福祉法人 幸鐘会

役員（理事長）退職慰労金規程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人幸鐘会の法人を退職する役員（理事長）の退職慰労金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 金額の決定等

（退職慰労金額の決定）

第 2 条 退職する理事長に対する退職慰労金の金額は、本規定に基づいて計算を行い、評議員会の承認を経て決定する。

（理事長の退職慰労金の額の計算）

第 3 条 理事長の最終退職時の 報酬月額×役員_の在任年数×3.0 係数 の計算式により算出した額を合算して得た額とする。

2 役員在任中に報酬月額に減額が生じた場合、退職金の計算を行う最終退職時の報酬月額とする。

（報酬月額）

第 4 条 報酬月額とは毎月定まって支給されるものの総額をいう。

（当法人職員から理事長に就任した者の退職慰労金）

第 5 条 当法人職員から理事長に就任した役員で、法人職員を脱退したときは、脱退日の翌日（以下「起算日」という）から第 3 条を適用し、在任年数は起算日からの在任年数とする。

第3章 支給等

(支給の停止または特別減額)

第6条 退職する理事長のうち、在任中特に重大な損害を法人に与えた場合や退任に際して円満に退任しなかった場合、さらには一方的に退任した場合は、評議員会の承認を経て、第3条により算出した金額を支給しないか、または減額することができる。

(支給時期及び方法)

第7条 退職慰労金の支給時期は、評議員会の承認後2か月以内直接本人に一括払いとする。

(死亡役員に対する退職慰労金)

第8条 在任中死亡した理事長に対する退職慰労金は遺族に支給する。

(規程の改正)

第9条 この規程は、評議員会の承認を経て改正することができる。

附 則

1 本規程は、令和 元年 6月 1日より施行する。